

留萌海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	制限又は条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(1)	留海共第1号	増毛郡増毛町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 うに漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	増毛町	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(2)	留海共第2号	留萌市及び留 萌郡小平町地 先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 うに漁業 えむし漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	留萌市並びに小 平町字白谷、字 小平町及び字花 岡	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(3)	留海共第3号	留萌郡小平町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 うに漁業 えむし漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	小平町字大殿及 び字鬼鹿	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(4)	留海共第4号	苫前郡苫前町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 うに漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	苫前町	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(5)	留海共第5号	苫前郡羽幌町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	羽幌町（大字天 壳及び大字焼尻 を除く。）	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(6)	留海共第6号	苫前郡初山別 村地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業 つぶ漁業 うに漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	初山別村	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(7)	留海共第7号	苫前郡羽幌町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 うに漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	羽幌町大字焼尻	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)

留萌海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	制限又は条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(8)	留海共第8号	苫前郡羽幌町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 うに漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	羽幌町大字天壳	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(9)	留海共第9号	増毛郡増毛町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	増毛町	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(10)	留海共第10号	増毛郡増毛町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか・そい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ます・ひらめ・いか・さば小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月15日から5月31日まで 11月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	増毛町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは90メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(11)	留海共第11号	留萌市及び留 萌郡小平町地 先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞぼかがい漁業 ほっきがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	留萌市並びに小 平町字白谷、字 小平町及び字花 岡	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(12)	留海共第12号	留萌市及び留 萌郡小平町地 先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか・そい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ます・ひらめ・いか・さば小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業 ひらつめがにかご漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から6月30日まで 1月15日から5月31日まで 11月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	留萌市並びに小 平町字白谷、字 小平町及び字花 岡	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは90メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(13)	留海共第13号	留萌郡小平町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞぼかがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	小平町字大榎及 び字鬼鹿	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)

# 留萌海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	制限又は条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(14)	留海共第14号	留萌郡小平町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか・せい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ます・ひらめ・いか・さば小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月15日から5月31日まで 11月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	小平町大字殿及 び字鬼鹿	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは90メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	左記のとおり （漁業権番 号、漁業の 名称、条件）
(15)	留海共第15号	苫前郡苫前町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	苫前町	なし	左記のとおり （漁業権番 号、漁業の 名称、条件）
(16)	留海共第16号	苫前郡苫前町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか・せい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ます・ひらめ・いか・さば小型定置網漁業 ひらめがにかご漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から6月30日まで 2月1日から6月30日まで 11月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	苫前町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり （漁業権番 号、漁業の 名称、条件）
(17)	留海共第17号	苫前郡羽幌町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	あわび漁業 えぞぼかがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	羽幌町（大字天 売及び大字焼尻 を除く。）	なし	左記のとおり （漁業権番 号、漁業の 名称、条件）
(18)	留海共第18号	苫前郡羽幌町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか・せい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から6月30日まで 2月1日から6月30日まで 11月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	羽幌町（大字天 売及び大字焼尻 を除く。）	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり （漁業権番 号、漁業の 名称、条件）
(19)	留海共第19号	苫前郡初山別 村地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞぼかがい漁業 ほっきがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	初山別村	なし	左記のとおり （漁業権番 号、漁業の 名称、条件）
(20)	留海共第20号	苫前郡初山別 村地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか・せい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ます・ひらめ・いか・さば小型定置網漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで 11月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	初山別村	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり （漁業権番 号、漁業の 名称、条件）

留萌海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	制限又は条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(21)	留海共第21号	天塩郡遠別町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞばかいかい漁業 ほっきがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	遠別町	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(22)	留海共第22号	天塩郡遠別町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ます・ひらめ・いか・さば小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業 ひらつめがにかご漁業	1月1日から12月31日まで 4月1日から6月30日まで 2月1日から6月30日まで 11月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	遠別町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは90メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(23)	留海共第23号	天塩郡天塩町 及び幌延町地 先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞばかいかい漁業 ほっきがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	天塩町及び幌延町	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(24)	留海共第24号	天塩郡天塩町 及び幌延町地 先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか・そい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ひらつめがにかご漁業 ます・ひらめ・いか・さば小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から6月30日まで 2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	天塩町及び幌延町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは90メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(25)	留海共第25号	苫前郡羽幌町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	羽幌町大字焼尻	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(26)	留海共第26号	苫前郡羽幌町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか・そい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 ます・いか・いかなご・ほっけ小型定置網漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	羽幌町大字焼尻	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(27)	留海共第27号	苫前郡羽幌町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	羽幌町大字天売	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)

留萌海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	制限又は条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(28)	留海共第28号	苫前郡羽幌町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながすか・せい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 ます・いか・いかなご・ほっけ小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年6月30日まで 2月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	羽幌町大字天売	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニスワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは90メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(29)	留海共第29号	増毛郡増毛町、留萌市、留萌郡小平町、苫前郡苫前町、羽幌町及び初山別村並びに天塩郡遠別町、天塩町及び幌延町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	増毛町、留萌市、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町及び幌延町	なし	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(30)	留海共第30号	増毛郡増毛町、留萌市、留萌郡小平町、苫前郡苫前町、羽幌町及び初山別村並びに天塩郡遠別町、天塩町及び幌延町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月15日から12月31日まで 11月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	増毛町、留萌市、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町及び幌延町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニスワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(31)	増海区第1号	増毛郡増毛町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	増毛町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(32)	小平海区第1号	留萌郡小平町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	小平町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(33)	小平海区第2号	留萌郡小平町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	小平町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(34)	苫前海区第1号	苫前郡苫前町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	苫前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）

## 留萌海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

### 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	制限又は条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(35)	羽海区第1号	苫前郡羽幌町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羽幌町（大字天壳及び大字焼尻を除く）	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(36)	羽海区第2号	苫前郡羽幌町大字天壳地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羽幌町大字天壳	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(37)	羽海区第3号	苫前郡羽幌町大字焼尻地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	羽幌町大字焼尻	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(38)	初海区第1号	苫前郡初山別村地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	初山別村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(39)	初海区第2号	苫前郡初山別村地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	初山別村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(40)	初海区第3号	苫前郡初山別村地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	初山別村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(41)	遠海区第1号	天塩郡遠別町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	遠別町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(42)	遠海区第2号	天塩郡遠別町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	遠別町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(43)	天海区第1号	天塩郡天塩町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	天塩町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）

### 2 保全沿岸漁場に関する事項

なし